

## 田原市高校生バス通学用定期券購入助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高等学校等に地方路線バスを利用して通学する生徒（以下「高校生等」という。）の保護者の負担軽減及び公共交通の維持・活性化を図るため、市内を運行するバス事業者が発券する通学用の定期券の購入に対して助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「高等学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、特別支援学校（高等部に限る。）及び高等専門学校をいう。
- (2) 「バス事業者」とは、市内で運行する乗合バス事業者をいう。
- (3) 「定期券」とは、バス事業者が発券する市内の停留所を発着地とした、実際に利用する区間の定期券をいい、次に掲げるものを除く。

ア バス・電車共通定期券

イ 学期定期券

### (助成対象者)

第3条 この要綱による助成金を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者を保護する義務のある者とする。

- (1) 高等学校等に在籍する者
- (2) 田原市に住所を有する者
- (3) 中学校又は義務教育学校卒業後3年以内の者

2 前項の規定にかかわらず、市税の滞納がある者（同一世帯に属する者を含む。）は、助成金を受けられない。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、定期券の購入費用の10分の3の額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### (助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田原

市高校生バス通学用定期券購入助成金交付申請書兼委任状（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、定期券を購入する前に行わなければならない。

3 市長は、申請者に対し、第3条に規定する要件を確認するために必要な資料の提出を求めることができる。

（助成金の交付認定等）

第6条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、助成金の交付を決定し、申請書に承認印を押印して申請者に交付するものとする。

（バス事業者への申請等の委任）

第7条 定期券の購入者は、助成金の確定申請、請求及び受領をバス事業者に委任することとする。

2 前項の申請は、定期券の購入時にバス事業者に対し、市長の承認を受けた申請書を提出した場合に適用する。

（委任による助成金の申請）

第8条 前条第1項の規定により定期券の購入者から委任を受けたバス事業者は、委任を受けた申請書を添えて、毎月購入分をとりまとめて翌月末日までに市長に田原市高校生バス通学用定期券購入助成金交付確定申請書（バス事業者用）（様式第2号）を提出しなければならない。ただし、3月購入分については、3月末日までに提出するものとする。

（助成金交付確定及び確定通知）

第9条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、バス事業者に田原市高校生バス通学用定期券購入助成金交付確定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（助成金の請求）

第10条 前条の規定により助成金の交付確定通知を受けたバス事業者は、田原市高校生バス通学用定期券購入助成金請求書（様式第4号）を提出するものとする。

（助成金の支払）

第11条 市長は、前条の規定により助成金の請求を受けたときは、速やかに

助成金請求者に助成金を支払うものとする。

(返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者が既に受けた助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月19日から施行し、同年9月1日以後の期間をその有効期間とする定期券を購入する者について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

様式第1号（第5条、第7条、第8条関係）

田原市高校生バス通学用定期券購入助成金交付申請書兼委任状

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所 田原市 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

高等学校等名 \_\_\_\_\_ 第 学年

ふりがな

生徒氏名 \_\_\_\_\_

田原市高校生バス通学用定期券購入助成金交付要綱第3条の規定に基づく審査のために必要な事項を閲覧することに同意し、同要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

(以下、定期券購入者は太線枠内のみ記入)

(1)	バス会社名	豊鉄バス株式会社	
(2)	定期券種別	通学定期券	
(3)	通用期間	年 月から <input type="checkbox"/> 1か月 <input type="checkbox"/> 3か月 <input type="checkbox"/> 6か月	
(4)	購入区間	自宅最寄 _____ 市内学校最寄又は市外学校は田原駅前 _____ ~	保美を經由 する・しない
(5)	申告同意	<input type="checkbox"/> 市税の滞納はありません。※1 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳の閲覧及び税の収納調査に同意します。	
(6)	定期券額 (a)	円	
	うち助成金額 (b)	円	助成金額 = 定期券額 (a) × 3/10 (千円未満の端数切捨て)
	自己負担額 (c)	円	自己負担額 = 定期券額 (a) - うち助成金額 (b)

<b>【助成金の受領委任】</b> 私は、上記助成金の申請及び請求の手続きを定期券の発売額から助成金相当額を控除した額で発売を受けたバス事業者委任します。  年 月 日 (署名) 保護者氏名  ※この手続きは、通学定期券の購入者に代わり、バス事業者委任当該助成金の申請及び請求の手続きを委任することで、定期券購入者の事務的負担が軽減されるものです。	承認欄

豊鉄使用欄	発行場所	発行日
-------	------	-----

様式第1号（第5条、第7条、第8条関係）裏面

※1 同居の家族全員の市税の納付状況を確認させていただきます。市税の滞納があった場合、助成金を返還させていただきます。

また、市内在住の高校生であるかの確認及び保護者の確認のため住民基本台帳の閲覧をします。

なお、情報の取扱いには十分注意し、プライバシーは厳守します。

<注意事項>

- 1 本助成金を受けて購入した通学用定期券については、中途解約による払い戻しはできません。
- 2 本助成金を受けて購入する通学用定期券については、クレジットカードでの支払いができません。
- 3 定期券購入の際には、田原市長の承認を受けた、この「田原市高校生バス通学用定期券購入助成金交付申請書兼委任状」以外に通学証明書等が必要になります。
- 4 田原市外の高等学校等へ通学する方で、この助成金を活用して通学定期券を購入する場合、バス・電車共通定期券ではなく、田原駅前までのバス通学定期券と三河田原駅からの渥美線通学定期券になり、助成対象はバス通学定期券の田原駅前までとなります。

様式第 2 号（第 8 条関係）

田原市高校生バス通学用定期券購入助成金交付確定申請書(バス事業者用)

年 月 日

田原市長 殿

申請者 事業所名

代表者名

印

田原市高校生バス通学用定期券購入助成金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおりバス通学用定期券購入助成金を交付してください。

記

交付申請額 金 円

（添付書類）

- （1） 田原市高校生バス通学用定期券購入助成金交付実績月別一覧
- （2） 田原市高校生バス通学用定期券購入助成金交付申請書兼委任状
- （3） その他参考となる資料

様式第3号 (第9条関係)

田原市高校生バス通学用定期券購入助成金交付確定通知書

年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで申請のありました助成金の交付については、下記のとおり確定しましたので、田原市高校生バス通学用定期券購入助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第4号 (第10条関係)

田原市高校生バス通学用定期券購入助成金請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 事業所名  
代表者名

印

田原市高校生バス通学用定期券購入助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり助成金を交付してください。

記

助成金請求額 金 円

[振込先]

金融機関名	
本支店名	
預金種別	普通・当座
口座番号	
口座名義人	
コウザメイギニン	